

辻堂海浜公園での催事等における出店条件

○辻堂海浜公園では、催事等の出店条件を以下のとおり定めましたので、遵守願います。

- 1 出店するにあたっては、催事等の開催趣旨を十分に理解し、公園利用者が満足できる安全で安心なサービスの提供に誠意をもって取り組むものとします。
- 2 催事等における出店者の出店基準は、次のとおりとします。
 - (1) 催事の趣旨に賛同すること
 - (2) 暴力団等に関係がないと認められた者であること
 - (3) 居所不明、素行不良、その他出店者として相応しくない者は出店できません
 - (4) 地元自治会、町内会、子供会、学校法人、社会福祉法人等の非営利団体及び地元商工会議所、商工会、商店会、青年会議所、観光協会等の地域振興団体に加入していること
 - (5) その他、園長が特に出店を認めた団体及び店舗であること
- 3 出店者は、次の条件を満たすとともに、常に善良な精神で公園利用者に接し、出店者間において、円滑な運営が行われるよう協力してください。
 - (1) 主催者が開催する催事等のための会議等に出席すること
 - (2) 主催者及び園長の指示に従うこと
 - (3) 販売品目及び価格については、公園及び催事等の特性を踏まえ適正であると認められること
 - (4) 販売価格は、一般の市場価格を基準とし、不当な価格で販売しないこと
 - (5) 販売品に係る一切の責任を負うこと
 - (6) 食品衛生管理上及び品質安全性等において、責任者を配置し必要な対策を講じること（藤沢市保健所の指導書「縁日祭礼等における食品の取扱いについて」による）
 - (7) 消費期限を過ぎたものは取り扱わないこと
 - (8) 飲酒や喫煙しながら販売等しないこと
 - (9) 販売品に係わるゴミは必ず持ち帰ると共に販売中及び販売後は店舗内外の美化に努めること
- 4 出店者は催事運営に関する諸経費の一部を参加費として支払うものとします。（金額は別途定めます）
- 5 当公園が主催する催事等への出店希望者は「出店申請書」を提出するものとします。
- 6 出店については主催者及び園長が出店の諾否を判断し、承認するものとします。
- 7 出店者が、次の各号の何れかに該当し又は該当する恐れがあると判明した場合には、主催者及び園長は出店者に対し、事前に通知することなく、直ちに出店を停止することができるものとします。
 - (1) 出店申請書に虚偽がある場合
 - (2) 主催者及び他の出店者に不利益を与える場合
 - (3) 催事の運営を妨げ、主催者の信頼を毀損する場合
 - (4) 出店内容及びその行為に危険、恐怖及び不快等がある場合
 - (5) 主催者又は園長の指示に従わない場合
- 8 催事等の終了後、出店者は販売実績を記載した「出店報告書」を主催者及び園長に提出するものとします。
- 9 出店は、当該催事等に限り承認するものであり、他の催事等に出店を希望する場合は新たな申請手続きを行うものとします。